

総社市告示第18号

そうじゃ商人（あきんど）応援事業補助金交付要綱（平成28年総社市告示第23号）の一部を次のように改正する。

平成31年3月22日

総社市長 片岡 聡 一

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>(定義) 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 空き店舗 元の店舗が閉鎖してから<u>1年以上</u>が経過している店舗をいう。</p> <p>(2) 空き家 <u>居住</u>の用に供しなくなってから<u>1年以上</u>が経過している家屋をいう。</p> <p>(3)～(5) 略</p>	<p>(定義) 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 空き店舗 元の店舗が閉鎖してから<u>概ね3箇月以上</u>が経過している店舗をいう。</p> <p>(2) 空き家 <u>居住者</u>の用に供しなくなってから<u>概ね3箇月以上</u>が経過している家屋をいう。</p> <p>(3)～(5) 略</p>

附 則

この告示は、平成31年4月1日から施行する。